

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備）

（諮問第3210号）

<目次>

1	答申書（案）	1
	（別添）	
	・意見募集の結果	2
2	改正案	5
3	概要	54

(公印・契印省略)

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 8 年 4 月 9 日

総 務 大 臣
林 芳 正 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和8年2月20日付け諮問第3210号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 また、本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された意見に対する別添の総務省の考え方について、適当と認められる。

以上

**電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備)等に対する意見及び意見に対する考え方**

■ 意見募集期間：令和8年2月21日(土)から同年3月23日(月)まで

■ 案件番号：145210660

<1. 諮問事項に係る意見>

■ 意見提出数：意見提出無し

<2. 諮問事項ではないものに係る意見>

■ 意見提出数：3件(法人・団体：1件、個人：2件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：次のとおり

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	株式会社JTOWER

意見	考え方(案)	案の修正
<p>● 意見1(鉄塔等の範囲についての意見) 改正後電気通信事業法施行規則第54条の2は、第2号でH柱及び人形柱を除くとしながら第3号でこれをまた掲げており、冗長である。 したがって、同条第2号括弧書及び第3号を削るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>(意見1に対する考え方) 御指摘の規定については、別途意見募集に付している「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」(以下「整備政令案」という。)のうち電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第8条第2項及び別表第2において、H柱及び人形柱とそれら以外の木柱では、土地の所有者に与える影響が異なることに着目して、裁定時の対価の額の基準として異なる額の基準を適用することとしており、整備政令案と同時に意見募集に付している「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」のうち電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第54条の2第3項及び第4項において、御指摘の第2号と第3号とを区別して引用する必要があることから、別に規定することとしているものです。</p>	無
<p>● 意見2(鉄塔等提供事業の認定制度についての意見) 原案には反対であり、広告塔の類については対象から除外するか、軽はずみに公益事業者特権を使用できないようにすべきである。</p> <p>というのも、シェアリング事業者の鉄塔等を利用するか否かは通信キャリアの判断にゆだねられるから、通信キャリアが一切利用しない、いわゆる「ぼうず」状態の鉄塔等が存在することもありえるのである。しかも、デジタルサイネージが搭載可能な「木柱、コンクリート柱、鉄柱、支線又は支柱」の類は、ほとんどの場合ピコセルやドナーアンテナ程度であれば搭載可能な強度を有しているし、電力もサイネージ用に取り付けられた受電設備から供給可能である。</p> <p>上記を総合すれば、名目上キャリアのピコセルやドナーアンテナを取り付けるスペースを申し訳程度に開けておけば、事実上、街中にポールを自ら設置するすべての広告業者が「我こそは公益事業者なるぞ」「キャリアがウチの広告ポールを借りたいといえればいつでも貸すぞ、借りてないのはキャリアの都合だ」などと称して、公益事業特権を振りかざすことができる道を開くこととなるのである。今までは「あなたのお宅の庭先にエロ画像が流れるデジタルサイネージを置かせてください」と言われても「何言ってんだこいつ」と追い返せばよかったが、これからは公益事業特権を振りかざされて、協議に駆り出されるのである。市民は、「何言ってんだこいつ」で終了したいのである。共働き世帯が増えている昨今、何が悲しくて自宅の庭先からエロ画像を流したいというアホのために協議に駆り出されなければならないのか。認定電気通信事業者の認定が取り消されるとか、エロ画像を流した瞬間デジタルサイネージを撤去しなければならないとか、そういう「置いた後」の事後罰を設ける方向性ではダメである。なんとしても「事前に」「土地所有者・権原者が何もせずとも」認可を下ろさない仕組みが重要である。</p> <p>そこで、鉄塔等提供事業者が総務大臣への裁定申請を行った際は、総務大臣はその地の景観条例、青少</p>	<p>(意見2に対する考え方) 鉄塔等提供事業に対する認定制度は、鉄塔等を利用する電気通信事業が確実かつ安定的に提供されることが担保される鉄塔等提供事業について公益事業特権を付与することを目的として導入するものです。</p> <p>そのため、鉄塔等提供事業の認定を受けようとする者は、申請の際に、鉄塔等提供役務の提供の相手方の名称等を記載するとともに、相手方との契約書の写しを添付しなければならないとしており(電気通信事業法第143条の2第3項第5号及び同条第4項第2号)、電気通信事業者が一切利用することが想定されない鉄塔等を設置するだけでは、総務大臣の認定を受けることができないこととなっております。</p> <p>また、鉄塔等提供事業の認定を受けようとする者が申請の際に提出する鉄塔等提供業務規程には、本省令案のうち電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第54条の3第5項第2号口のとおり、関係法令等の遵守に関することを記載させることとしております。</p> <p>総務省としては、これらの規定を適切に運用することにより、鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施の確保に努めていく考えです。</p>	無

<p>年健全育成条例等他の法令に反しないことを確認してからでなければ、土地所有者・権限者を協議に呼んではいけないようにするよう仕組みを整えるべきであるし、鉄塔等提供事業者が総務大臣への裁定申請を行う際に、その地の景観条例、青少年健全育成条例等他の法令に反している申請図書を提出した場合は、その申請行為に対しなんらかの罰則をもって臨むような制度…言い換えれば、広告業者がガチの法務チェックを行った後でなければ申請することをためらうような方向性の制度とするにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
<p>● 意見3(全般)</p> <p>まず、総務省殿には、インフラシェアリング事業の環境整備として、「鉄塔等提供事業の認定等」について制度整備を頂く等、日々、通信市場の細部にまで目を向けて頂き有難く思います。この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案(鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備)」(以下、「本省令案」とする。)に賛同いたします。</p> <p>本省令案によって、インフラシェアリング事業への公益事業特権の付与に係る制度運用が開始され、通信インフラの効率的、かつ持続的な整備、ならびに維持の実現に資することを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JTOWER】</p>	<p>(意見3に対する考え方)</p> <p>本省令案に対する賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>

(以上)

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則及び電気通信紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 「略」</p> <p>第三章 土地の使用等</p> <p>第一節 電気通信事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）</p> <p>第二節 認定電気通信事業者による土地の使用（第四十一条―第五十四条）</p> <p>第三節 铁塔等提供事業の認定等（第五十四条の二―第五十四条の二十五）</p> <p>第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二十六）</p> <p>第五章 雑則（第五十五条―第七十二条）</p> <p>附則</p> <p>第三章 土地の使用等</p> <p>第一節 電気通信事業の認定</p> <p>第二節 認定電気通信事業者による土地の使用</p> <p>第三節 铁塔等提供事業の認定等</p> <p>（工作物の範囲）</p> <p>第五十四条の二 法第百四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 铁塔</p> <p>二 木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱</p> <p>三 H柱又は人形柱</p> <p>四 支線又は支柱</p> <p>五 線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石</p> <p>六 ハンドホール又はマンホール</p> <p>七 管路、とう道その他の工作物</p> <p>（铁塔等提供事業の認定の申請）</p> <p>第五十四条の三 法第百四十三条の二第二項の申請書は、様式第三十八の二十一によるものとする。</p> <p>2] 法第百四十三条の二第三項第六号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス</p> <p>3] 法第百四十三条の二第四項第一号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の事業計画書は、様式第三十八の二十二によるものとする。</p> <p>4] 法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面</p> <p>二 申請に係る铁塔等提供事業の開始予定の日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 「同上」</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>第一節 事業の認定（第四十条の九―第四十条の十九）</p> <p>第二節 土地の使用（第四十一条―第五十四条）</p> <p>第四章 電気通信紛争処理委員会（第五十四条の二）</p> <p>第五章 「同上」</p> <p>附則</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>第一節 事業の認定</p> <p>第二節 土地の使用</p> <p>〔新設〕</p>

第三十八の二十四の事業収支見積書

- 三 申請に係る鉄塔等提供事業の開始予定年月日の根拠を示す書類
 - 四 申請者の行う鉄塔等提供事業以外の事業の概要
 - 五 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - ロ 役員の名簿及び履歴書
 - ハ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - 六 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに相当する書類
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ハ 株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - 七 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ハ 団体の財産の状況を記載した書類
 - 八 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ロ 履歴書
 - ハ 資産目録
 - 九 申請者が地方公共団体であるときは、鉄塔等提供事業を営むことについての議会の会議録の写し
 - 十 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
 - 十一 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
 - 十二 鉄塔等の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
 - 十三 その他その鉄塔等提供事業の認定の申請に関し特に必要な事項を記載した書類
- 5) 法第百四十三条の二第五項第一号（**法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む**）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施体制に関する次に掲げる事項
 - イ 経営の責任者の職務に関すること。
 - ロ 各部門の責任者の職務に関すること。

- ハ 各従事者の職務に関すること。
- ニ 組織内の連携体制の確保に関すること。
- ホ 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
- 二 铁塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための铁塔等提供業務の実施方法に関する次に掲げる事項
 - イ 組織の全体的かつ部門横断的な铁塔等の管理その他の業務の方針に関すること。
 - ロ 関係法令、铁塔等提供業務規程その他の規定の遵守に関すること。
 - ハ 铁塔等提供業務の需要等を考慮した铁塔等の業務の方針に関すること。
 - ニ 災害を考慮した铁塔等提供業務の方針に関すること。
 - ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
 - ヘ 情報セキュリティ対策に関すること。
 - ト 铁塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための基本的な取組に関すること。
 - チ 铁塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
 - リ 铁塔等の設計、工事、維持及び運用に関すること。
 - 又 防犯対策に関すること。
 - ル 屋外に設置する铁塔等が、気象の変化、振動、衝撃、圧力その他铁塔等の設置場所における外部環境の影響を容易に受けけないための措置に関すること。
 - ヲ 通常受けている電力の供給が停止した場合において铁塔等提供業務が停止することのないうようにするための自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置に関すること。
 - ワ 铁塔等に対する自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置に関すること。
 - カ 铁塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者による誤りを防止するための対策に関すること。
 - ヨ 事故、地震等の災害、停電、火災その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。
 - タ 铁塔等提供業務の提供の相手方の利益の保護の観点から行う当該相手方に対する情報提供に関すること。
 - レ 事故の再発防止のための対策に関すること。
 - ソ イからレまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。
- 三 铁塔等提供業務に係る铁塔等の管理の全部又は一部を他人に委託している場合にあっては、次に掲げる事項
 - イ 委託先の铁塔等の安定的な使用に関する措置に関すること。
 - ロ 委託先に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置に関すること。
 - ハ 法に定める認定铁塔等提供事業者の義務の履行に必要な措置に関すること。

- 二 鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供を確保するため必要がある場合には、鉄塔等の運用の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置に関すること。
- 四 鉄塔等提供業務規程の見直しに関する事項
 - イ 鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第一号に係る事項に限る。ロ及びハにおいて同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。
 - ロ 鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。
 - ハ イ及びロに掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。
- 五 その他鉄塔等提供役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項
- 6] 法第百四十三条の二第五項第二号（**法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む**）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 鉄塔等提供役務に関する料金の公正な算定方法及びその方針に関すること。
 - 二 鉄塔等提供事業者及び鉄塔等提供役務の提供の相手方の責任に関すること。
 - 三 鉄塔等の設置の工事その他の工事に関する費用の負担に関すること。
 - 四 鉄塔等に設置する電気通信回線設備の稼働に關し制限を設ける事項があるときは、当該制限に関すること。
 - 五 鉄塔等提供事業を休止し、又は廃止する際の鉄塔等提供役務の提供の契約の相手方への周知に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、鉄塔等提供役務の提供の相手方の権利又は義務に重要な関係を有する当該鉄塔等提供役務の提供条件に関する事項があるときは、その提供条件に関すること。
 - 七 鉄塔等提供業務規程（法第百四十三条の二第五項第二号に係る事項に限る。次号及び第九号において同じ。）の遵守状況について自ら行う点検及び評価に関すること。
 - 八 鉄塔等提供業務規程に記載された事項の実施に必要な経営資源の状況について自ら行う点検、評価及び見直しに関すること。
 - 九 前二号に掲げる点検の結果その他の事由に基づく当該鉄塔等提供業務規程の見直しに関すること。
- （認定証の交付等）
- 第五十四条の四 総務大臣は、法第百四十三条の二第一項の規定による鉄塔等提供事業の認定をしたときは、当該認定に係る認定証（第五十四条の十四第三項において「鉄塔等提供事業認定証」という。）を交付し、認定番号を通知するものとする。法第百四十三条の六第一項の規定による変更の認定をしたとき、同条第八項の規定による届出を受けたとき及び第百四十三条の七第二項から第四項の規定による認定をしたときであつて、当該認定番号を変更したときも同様とする。
- （事業開始の指定期間の延長）

第五十四条の五 法第百四十三条の五第三項（法第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の延長の申請は、様式第三十八の二十五の申請書により行わなければならない。
（事業開始の届出）

第五十四条の六 法第百四十三条の五第四項（法第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第三十八の二十六の届出書を提出しなければならない。
（軽微な変更）

第五十四条の七 法第百四十三条の六第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 認定鉄塔等提供事業の業務区域の変更にあつては、次のもの
イ 既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域が存する都道府県内における鉄塔等提供事業の業務区域の増加

ロ 認定鉄塔等提供事業の業務区域の減少

二 認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類の変更にあつては、既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等の種類の増加（認定を受けていない鉄塔等の種類の増加を伴うものを除く。）及び減少

三 認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の変更にあつては、次のもの

イ 既に認定を受けた鉄塔等提供事業の業務区域内における鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加（既に鉄塔等提供役務を提供している鉄塔等提供役務の提供の相手方の増加を伴うものを除く。）及び減少

ロ 認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の変更

四 特定地域において臨時的に変更するもの
（変更の認定）

第五十四条の八 法第百四十三条の六第二項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

2] 法第百四十三条の六第三項第三号の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 増加する認定鉄塔等提供事業の業務区域に対し鉄塔等提供役務の提供を開始する日以降五年内の日を含む毎事業年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書

二 申請者が地方公共団体である場合は、認定鉄塔等提供事業の業務区域の増加についての議会の会議録の写し

3] 法第百四十三条の六第四項の申請書は、様式第三十八の二十七によるものとする。

（軽微な変更の届出）

第五十四条の九 法第百四十三条の六第五項の規定による届出は、様式第三十八の二十八により行うものとする。

（認定鉄塔等提供事業者の氏名等の変更の届出）

第五十四条の十 法第四十三條の六第八項の規定による法第四十三條の二第三項第一号又は

第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書に、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第四十三條の二第三項第一号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者がイの法人以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二 法第四十三條の二第三項第二号に掲げる事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

二 変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

二 法第四十三條の六第八項の規定による法第四十三條の二第三項第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十八の二十九の届出書を提出しなければならない。

(役員の変更の報告)

第五十四条の十一 認定鉄塔等提供事業者であつて法人又は団体であるものは、役員に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

二 前項の規定による報告をしようとする者は、様式第三十八の三十の報告書に、変更後の役員の名簿及び履歴書並びに法第四十三條の三第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

(承継の認可申請等)

第五十四条の十二 法第四十三條の七第二項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第四十三條の二第二項の規定により、様式第三十八の三十一の申請書を提出しなければならない。この場合において、法第四十三條の七第五項において準用する法第四十三條の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。法第四十三條の七第七項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の三十一の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 申請者と被相続人との続柄を証する書類

二 申請者の履歴書及び資産目録

- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者について法第百四十三条の三第一号又は第二号に該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
- 2) 法第百四十三条の七第三項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十二の申請書を提出しなければならぬ。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。法第百四十三条の七第三項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の三十二の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 二 合併又は分割の条件に関する説明書
 - 三 合併又は分割の日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書
 - 四 合併にあつては当事者の一方が、分割にあつては当該分割により铁塔等提供事業の全部を承継する法人が、認定铁塔等提供事業者以外の者であるときは、その者に係る次に掲げる書類（当該者が電気通信事業者であるときはイに掲げる書類を除く。）
 - イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - ロ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
 - 五 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により铁塔等提供事業の全部を承継する法人の定款又はこれに相当する書類並びに役員となるべき者の名簿及び履歴書並びに当該法人について法第百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
- 3) 法第百四十三条の七第四項の認可を受けようとする者は、同条第五項において準用する法第百四十三条の二第二項の規定により、様式第三十八の三十三の申請書を提出しなければならぬ。この場合において、法第百四十三条の七第五項において準用する法第百四十三条の二第四項第三号の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。法第百四十三条の七第四項の認可を受けようとする者は、様式第三十八の三十三の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 譲渡に関する契約書の写し
 - 二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
 - 三 譲受けに要する資金の額及びその調達方法を記載した書類
 - 四 譲受人の譲受けの日以降五年内の日を含む毎年度における様式第三十八の二十四の事業収支見積書
 - 五 譲受人が認定铁塔等提供事業者以外の法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ その法人の定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類
 - ロ 役員の名簿及び履歴書

- ハ 最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書
- 六 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに相当する書類
 - ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ハ 株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
- 七 譲受人が認定鉄塔等提供事業者以外の団体であつて前号に規定する者以外のものである場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類
 - ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類
 - ハ 役員の履歴書
 - ニ 団体の財産の状況を記載した書類
- 八 譲渡人又は譲受人が地方公共団体であるときは、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し
- 九 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書
 - ロ 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し
- 十 認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者が外国法人等であるときは、認定鉄塔等提供事業者の地位を承継した者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
- 十一 法第四百四十三条の三第一号から第三号までに該当しないことを誓約する様式第三十八の二十三による書面
 - (認定鉄塔等提供事業の休止の届出)
- 第五十四条の十三 法第四百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。
- 2] 法第四百四十三条の八第一項の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の休止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を休止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。
- (認定鉄塔等提供事業の廃止の届出)
- 第五十四条の十四 法第四百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の全部の廃止の届出をしようとする者は、当該認定鉄塔等提供事業の全部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十四の届出書を提出しなければならない。
- 2] 法第四百四十三条の九の規定による認定鉄塔等提供事業の一部の廃止の届出をしようとする者

は、当該認定鉄塔等提供事業の一部を廃止する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第三十八の三十五の届出書を提出しなければならない。

3| 認定鉄塔等提供事業者は、第一項の規定による届出書を提出するときは、併せて鉄塔等提供事業認定証を総務大臣に返納しなければならない。

(認定鉄塔等提供業務の提供に係る申立て)

第五十四条の十五 法第四百三十三条の十三第五項の申立てをしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十六の申立書を提出しなければならない。

(認定鉄塔等提供業務の提供に係る裁定の申請)

第五十四条の十六 法第四百三十三条の十三第六項において準用する法第三十五条第三項又は第四項の裁定の申請をしようとする回線設置電気通信事業者は、様式第三十八の三十七の申請書を提出しなければならない。

(事故の報告)

第五十四条の十七 法第四百三十三条の十四の総務省令で定める重大な事故は、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他の事由に起因して、第五十八条第二項第一号に掲げる事故を生じさせたものとする。

2| 法第四百三十三条の十四の規定による報告をしようとする者は、重大な事故の発生を知つた時から速やかにその発生日時及び場所、発生を知つた日時、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について様式第三十八の三十八により当該事故の発生を知つた時から三十日以内に報告書を提出しなければならない。

(土地等の使用の認可の申請)

第五十四条の十八 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第二百一十八条第一項の認可を受けようとするときは、様式第三十九の二の申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

(協議において定めた事項の届出)

第五十四条の十九 認定鉄塔等提供事業者及び土地等の所有者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第二百一十八条第一項の規定による協議が調つた場合において、同条第六項の届出をしようとするときは、その協議が調つた日から十日以内に、様式第四十の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(土地等の使用の裁定の申請)

第五十四条の二十 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百三十三条の十五において準用する法第二百一十九条第一項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十一の二の申請書の正本一通及び副本一通(使用しようとする土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数)にそれぞれ工事計画書及び工事計画を表示する図面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、使用権の存続期間の延長についての裁定を申請しようとする場合にあつては、工事計画書及び工事計画を表示する図面の提出を要しない。

(土地等の一時使用等の許可の申請)

第五十四条の二十一 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百四十三条の十五において準用する法第三百三十三条第二項（法第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の許可を受けようとするときは、様式第四十二の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（植物の伐採等の許可の申請）

第五十四条の二十二 認定鉄塔等提供事業者は、法第四百四十三条の十五において準用する法第三百三十六条第一項の許可を受けようとするときは、様式第四十三の二の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（損失補償の裁定の申請）

第五十四条の二十三 認定鉄塔等提供事業者又は損失を受けた者は、法第四百四十三条の十五において準用する法第三百三十七条第二項の裁定を申請しようとするときは、損失が発生した日から六月以内に、様式第四十四の二の申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（鉄塔等の移転等の裁定の申請）

第五十四条の二十四 認定鉄塔等提供事業者又は土地等の所有者は、法第四百四十三条の十五において準用する法第三百三十八条第三項の裁定を申請しようとするときは、様式第四十五の二の申請書の正本一通及び副本一通（鉄塔等の設置されている土地等が所在する市町村が二以上であるときは、その数と同数）を総務大臣に提出しなければならない。

（謄替え）

第五十四条の二十五 法第四百四十三条の十五において準用する法第二百二十九条第一項又は第三百三十八条第三項の裁定の申請において、使用しようとする土地等が次の各号に掲げるものに所在するときは、第五十四条の二十及び前条の規定中「市町村」とあるのは、当該各号に規定する語句と読み替えて適用する。

一 特別区のある地 特別区

二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区又は総合区

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）

第五十四条の二十六 〔略〕

（申請等の方法）

第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告（以下「申請等」という。）をしようとする者は、当該申請等（ドメイン名電気通信業務に係るものを除く。）をその者の住所（電気通信事業者（電気通信事業を営もうとする者を含む。）である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。）を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して行うことができる。

〔一〇三三三 略〕

第三十四 法第四百四十三条の二第一項の認定の申請

第三十五 法第四百四十三条の五第三項の申請

第三十六 法第四百四十三条の五第四項の届出

第三十七 法第四百四十三条の六第一項の変更認定の申請

第三十八 法第四百四十三条の六第五項の変更の届出

（利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備）
第五十四条の二 〔同上〕

（申請等の方法）

第六十九条 〔同上〕

〔一〇三三三 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

三十九 法第百四十三条の六第七項において準用する法第百四十三条の五第三項の申請又は同条第四項の届出

四十 法第百四十三条の六第八項の変更の届出

四十一 法第百四十三条の七第二項、第三項又は第四項の認可の申請

四十二 法第百四十三条の八第一項の休止の届出

四十三 法第百四十三条の九の廃止の届出

四十四 法第百四十三条の十四の報告

四十五 第十条第一項又は第三項の報告（法第九条の登録を受けた者に係るものに限り。）

四十六 第五十四条の十一第一項の報告

様式第2の2（第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項、第54条の3第4項第11号、第54条の10第1項第2号イ（2）、第54条の12第3項第10号関係）

【略】

様式第38の21（第54条の3第1項関係）

铁塔等提供事業認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電気通信事業法第143条の2第1項の規定により、铁塔等提供事業の認定を受けたので、次のとおり申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】
三十四 【同上】

【新設】

様式第2の2（第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係）

【同左】

【新設】

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 铁塔等提供事業の業務区域及び铁塔等提供事業の用に供する铁塔等の種類並びに铁塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

铁塔等提供事業の業務区域	铁塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注1 铁塔等提供事業の業務区域は、铁塔等提供役務の提供を受けることが可能となる铁塔等の設置の区域を記載すること。

2 铁塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を铁塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を铁塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 铁塔等の種類は、铁塔等のうち、铁塔、鉄柱等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

4 相手方の氏名又は名称は、铁塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4 铁塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名

5 事業開始予定年月日

注1 铁塔等提供事業の業務区域によって事業開始予定年月日が異なる場合は、当該铁塔等提供事業の業務区域ごとに記載すること。

2 既に開始している铁塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の22（第54条の3第3項関係）

認定铁塔等提供事業計画書

【新設】

1 認定鉄塔等提供事業（（相続）（合併）（分割）（譲渡））後の認定鉄塔等提供事業）開始
予定年月日

注1 新たに鉄塔等提供事業を開始しようとするときは、「法第143条の2第1項の認定の申請に係る事業開始予定年月日に同じ」と記載すること。

2 既に開始している鉄塔等提供事業について認定を受けようとするときは、「既に開始済み」と記載すること。

3 承継の認可を受けようとするときは、当該承継後の事業開始予定日を記載すること。

2 認定鉄塔等提供事業の開始（運営）のため必要となる設備資金及び運転資金の金額並びにその調達方法及び返済計画

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の23（第54条の3第4項第1号、第54条の11第2項、第54条の12第1項第4号、第2項第5号及び第3項第11号関係）

[新設]

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス

（連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレス

を記載すること

。なお、担当部

署等がある場合

は、当該担当部

署等の電話番号

及び電子メール

アドレスを記載
すること。)

認定（認可）申請者（報告を行う認定鉄塔等提供事業者）が電気通信事業法第 143 条の 3 第 1 号から第 3 号までに該当しないことを誓約します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 38 の 24（第 54 条の 3 第 4 項第 2 号、第 54 条の 8 第 2 項第 1 号ロ、第 54 条の 12 第 2 項第 3 号及び第 3 項第 4 号関係）

【新設】

項目	事業収支見積書		備考
	年月日～年月日	千円	
収入	鉄塔等提供事業収入		
	(何) 事業収入		
	その他の収入		
	計		
支出	鉄塔等提供事業支出		
	人件費		
	経費		
	借料・損料		
	修繕費		
	その他		
	減価償却費		
	租税公課		
	その他		
	(何) 事業支出		
その他の支出			
法人税、住民税及び事業税			
計			
差引利益			

注 1 鉄塔等提供事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

2 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 38 の 25（第 54 条の 5 関係）

認定鉄塔等提供事業開始の指定期間延長申請書

年 月 日

【新設】

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

電気通信事業法第143条の5第3項 (第143条の6第7項において準用する同法第143条の5第3項)の規定により、認定鉄塔等提供事業開始の指定期間を延長したので、申請します。

延長に係る鉄塔等提供事業の業務区域	
指定期間	
延長する期間	
延長する理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の26 (第54条の6関係)

認定鉄塔等提供事業開始届出書

[新設]

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律 (平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

次のとおり認定電気通信事業を開始したので、電気通信事業法第143条の5第4項 (第143条の6第7項において準用する同法第143条の5第4項)の規定により、届け出ます。

事業開始年月日	
鉄塔等提供事業の業務区域	

注1 鉄塔等提供事業の業務区域は、法第143条の5第2項 (第143条の6第7項において準用する法第143条の5第2項)の規定により、これを区分して期間の指定があつた場合に限り記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の27 (第54条の8第1項及び第3項関係)

[新設]

認定電気通信事業変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律 (平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第143条の6第1項の規定により、同法第143条の2第3項第3号から第5号
までに掲げる事項の変更又は認定鉄塔等提供業務規程の変更 (同条第5項各号に掲げる事項の変
更に限る。) の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後
変更内容		
変更予定年月日		
変更の理由		

- 注1 変更事項は、铁塔等提供事業の業務区域、铁塔等の種類、铁塔等提供役務の提供の相手方の氏名若しくは名称又は認定铁塔等提供業務規程の別を記載すること。
- 2 認定铁塔等提供業務規程の変更については、変更前と変更後とを対照しやさいように記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の28（第54条の9関係）

認定铁塔等提供事業変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

次のとおり変更したので電気通信事業法第143条の6第5項の規定により、届け出ます。

変更事項

【新設】

変更内容	変更前	変更後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項(ハ、鉄塔等提供事業の業務区域、鉄塔等の種類又は鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名若しくは名称若しくは住所若しくは代表者の氏名を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の29 (第54条の10第1項及び第2項関係)

認定鉄塔等提供事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 認定年月日及び認定番号
 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)
 担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

[新設]

次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第143条の6第8項の規定により、届け出ます。

変更事項	変更前 変更後	変更年月日
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
住所		
電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の住所		
外国法人等の国内における代表者又は国内における代理人の電話番号及び電子メールアドレス		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の30 (第54条の11第2項関係)

役員変更報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)
認定年月日及び認定番号
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する

[新設]

ための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

役員に変更があつたので、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第54条の11第2項の規定により、報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の31（第54条の12第1項関係）

認定鉄塔等提供事業相続承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

相続人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載するこ

【新設】

2 鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

4 相手方の氏名又は名称は、鉄塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4 相続後の鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
------------	----	--------

5 相続に係る情報

被相続人の氏名及び住所	
被相続人の認定年月日及び認定番号	
相続の開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の32（第54条の12第2項関係）

【新設】

認定鉄塔等提供事業
合併 承継認可申請書
分割

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

本店又は事務所の所在地

（ふりがな）

合併後存続（合併により設立）する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者（設立委員の代表者）の氏名
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること）

—なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。—

電気通信事業法第143条の7第3項の規定により、
 合併 分割 による認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

2 外国人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 合併又は分割後の鉄塔等提供事業の業務区域及び鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類並びに鉄塔等提供役務の相手方の氏名又は名称

鉄塔等提供事業の業務区域	鉄塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注1 鉄塔等提供事業の業務区域は、鉄塔等提供役務の提供を受けることが可能となる鉄塔等の設置の区域を記載すること。

2 鉄塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を鉄塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 鉄塔等の種類は、鉄塔等のうち、鉄塔、鉄柱等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

4 相手方の氏名又は名称は、铁塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4 合併又は分割後の铁塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
------------	----	--------

5 合併又は分割に係る情報

当事者	(ふりがな) 名称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	認定年月日及び認定番号	
	法人番号	
	(ふりがな) 名称	
	(ふりがな) 本店又は主たる事務所の所在地	
	認定年月日及び認定番号	
	法人番号	
	合併又は分割の年月日	
	合併又は分割の理由	

注1 認定年月日及び認定番号は、当事者が認定铁塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、法人番号を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の33（第54条の12第3項関係）

認定铁塔等提供事業譲渡譲受承認申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

譲渡人住所

(ふりがな)

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名

【新設】

を記載すること。)

郵便番号

(ふりがな)

譲受人住所

(ふりがな)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

譲受人が認定鉄塔等提供事業者である場合は、認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

~~電話番号及び電子メールアドレス~~ (連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレス

を記載すること

。なお、担当部

署等がある場合は、当該担当部

署等の電話番号

及び電子メール

アドレスを記載

すること。)

電話番号及び電子メールアドレス

電気通信事業法第143条の7第4項の規定により、次のとおり認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡し及び譲受けによる認定鉄塔等提供事業者の地位の承継の認可を受けたいので申請します。

1 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

2 外国法人等である場合において、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所等

国内における代表者又は国内における代理人の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
国内の住所	
電話番号及び電子メールアドレス（担当部署がある場合は、当該担当部署に連絡の出来る電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）	

3 譲渡し及び譲受け後の铁塔等提供事業の業務区域及び铁塔等提供事業の用に供する铁塔等の種類並びに铁塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称

铁塔等提供事業の業務区域	铁塔等の種類	相手方の氏名又は名称

注 1 铁塔等提供事業の業務区域は、铁塔等提供役務の提供を受けることが可能となる铁塔等の設置の区域を記載すること。

2 铁塔等提供事業の業務区域は、都道府県市町村（特別区にあつては区、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては区又は総合区）を単位として記載すること。都道府県の全部を铁塔等提供事業の業務区域とする場合は当該都道府県名を、全国を铁塔等提供事業の業務区域とする場合は全国と記載すること。

3 铁塔等の種類は、铁塔等のうち、铁塔、铁塔等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道等の種類を記載すること。

4 相手方の氏名又は名称は、铁塔等提供事業の業務区域ごとに全ての相手方について記載すること。

4 譲渡し及び譲受け後の铁塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

相手方の氏名又は名称	住所	代表者の氏名

5 譲渡し及び譲受けに係る情報

譲渡年月日	
譲渡する認定铁塔等提供事業者の認定年月日及び認定番号	
譲渡しの理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の34（第54条の13第1項、第54条の14第1項関係）

認定铁塔等提供事業全部休止（廃止）届出書

年 月 日

【新設】

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のどれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

認定鉄塔等提供事業の全部を休止 (廃止) したいので、電気通信事業法第143条の8第1項 (電気通信事業法第143条の9) の規定により、届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止 (廃止) する事業	
休止の理由	

注1 「休止 (廃止) する事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。

2 「休止の理由」については、事業の全部を廃止するときは記載を要しない。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のどれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。）

認定鉄塔等提供事業の一部を休止（廃止）したいので、電気通信事業法第143条の8第1項（
電気通信事業法第143条の9）の規定により、届け出ます。

休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）する事業	
休止に係る事項又は廃止によつ て変更する事項及びその内容	休止に係る事 項又は廃止に

休止の理由	よつて変更する事項		
	変更内容	休止（廃止）前	休止（廃止）後

- 注1 「休止（廃止）する事業」については、「(何) サービスを提供する事業」等と記載すること。
- 2 「休止に係る事項又は廃止によつて変更する事項」は、铁塔等提供事業の業務区域、铁塔等の種類又は铁塔等提供職務の提供の相手方の別を記載すること。
- 3 「休止の理由」については、事業の一部を廃止する場合は記載を要しない。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 様式第38の36（第54条の15関係）

認定铁塔等提供事業の提供に関する契約の締結に関する命令申立書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部

[新設]

署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。）

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が 不調 のため、電気通信事業
不能

法第 143 条の 13 第 5 項の規定により、次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます
。

当事者の氏名（法人にあつては、名称 及び代表者の氏名）及び住所	
締結又は変更をしようとする認定鉄塔 等提供事業の提供に関する契約の概要	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 38 の 37（第 54 条の 16 関係）

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）

【新設】

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電

話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

認定鉄塔等提供事業の提供に関する契約の締結の協議が不調のため、電気通信事業法（注2）の規定により、次のとおり裁定を申請します。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
裁定を求める理由	
予定する契約の期間	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
契約の締結の協議に関する命令を経ている場合は、その年月日	
その他参考となる事項	

注1 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 次に掲げる条項のうち、該当するものを記載すること。

- (1) 法第143条の13第6項において準用する同法第35条第3項
- (2) 法第143条の13第6項において準用する同法第35条第4項
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の38（第54条の17第2項関係）
重大な事故報告書（詳報）

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）

【新設】

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 認定年月日及び認定番号
 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)

発生年月日及び時刻並びに発生を知つた年月日及び時刻	復旧年月日	
発生場所		
事故の全体概要		
事故の原因となつた鉄塔等の種類		
事故が影響を与えた認定鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称		
措置模様 (事故対応状況)		
発生原因		
再発防止策		
その他参考となる事項		

注1 「発生場所」の欄は、当該事故の原因となつた鉄塔等の設置場所 (住所・建物名等) を記載すること。

- 2 「事故の原因となつた鉄塔等の種類」の欄は、鉄塔、鉄柱等（第五十四条の二第二号及び第三号に掲げる工作物）、管路、とう道又はそれらの附属設備（同条第四号、第五号及び第六号に掲げる工作物）等の種類を記載すること。
- 3 「措置模様（事故対応状況）」の欄は、当該事故の発生時、認知時、復旧作業経過及び後日対応等に応じた措置模様を、日時及び対応者とともに記載すること。
- 4 「発生原因」の欄は、当該事故の発生の原因を記載すること。また、当該事故の発生した鉄塔等の管理工程（設計、工事、維持・運用等）についても記載すること。
- 5 「再発防止策」の欄は、当該事故に係る再発防止策及び同様の事故の発生を防ぐための再発防止策並びにそれらの実施完了日又は実施予定時期を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第39の2（第54条の18関係）

使 用 認 可 申 請 書
土 地 等 継 続 使 用

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）
認定年月日及び認定番号
法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部

【新設】

署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第143条の15において準用する同法第128条第1項の規定により、土地等の使用の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
 - 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 3 使用開始の時期
 - 4 铁塔等の位置、種類及び数
 - 5 土地等の使用の認可を申請する理由
 - 6 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第40の2（第54条の19関係）

【新設】

土地等の使用の協議成立届出書
土地等 使用 継続使用
年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)
認定年月日及び認定番号
法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律 (平成
25年法律第27号) 第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す

ること。) (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。))

年 月 日認可があつた土地等の使用継続使用について、下記のとおり、協議が成立したので、電気通信事業法第143条の15において準用する同法第128条第6項の規定により、届け出ます。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
- 2 使用開始の時期及び使用期間
- 3 铁塔等の位置、種類及び数
- 4 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第41の2 (第54条の20関係)

土地等	使 用	裁 定 申 請 書	年 月 日
継続使用	土地等		

郵便番号 (ふりがな)
住 所 (ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
認定年月日及び認定番号

総務大臣 殿

[新設]

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日認可があつた土地等の使用について、協議 不調 のため、電気通信事業 不能

法第143条の15において準用する同法第129条第1項に基づき下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地等の種類及び所在地
 - 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 3 使用開始の時期及び使用期間
 - 4 鉄塔等の位置、種類及び数
 - 5 協議の不調又は不能の理由
 - 6 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第42の2（第54条の21関係）

土地等一時使用 許可申請書

【新設】

土地立入り

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。)

認定年月日及び認定番号

法人番号 (行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律 (平成
25 年法律第 27 号) 第 2 条第 16 項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。)

担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。)

電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。)

電気通信事業法第 143 条の 15 において準用する同法 第 133 条第 2 項
第 134 条第 2 項 の規定により、

土地等一時使用 許可を受けたいので、下記のとおり申請します。
土地立入り

記

1 土地等の種類及び所在地

- 2 土地等の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地等を使用する者があるときは、その者及び所有者）の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 3 使用 開始の時期及び 使用 期間
立入り
 - 4 使用 必要とする理由
立入り
 - 5 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
様式第43の2（第54条の22 関係）

【新設】

植物伐採等許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）
認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律（平成
25年法律第27号）第2条第16項に規定
する法人番号がある場合は、記載するこ
と。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載す
ること。）

電話番号及び電子メールアドレス
（連絡のとれる電
話番号及び電子
メールアドレス
を記載すること
。なお、担当部
署等がある場合
は、当該担当部
署等の電話番号
及び電子メール
アドレスを記載
すること。）

電気通信事業法第 143 条の 15 において準用する同法第 136 条第 1 項の規定により、植物の伐採等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 植物の所在する場所
 - 2 植物の所有者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 3 伐採又は移植すべき植物の種類及び数量
 - 4 伐採又は移植の方法
 - 5 伐採又は移植の時期
 - 6 伐採又は移植を必要とする理由
 - 7 その他参考となる事項
- 注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 44 の 2（第 54 条の 23 関係）

損失補償裁定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 16 項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部

【新設】

署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

不調のため、電気通信事業法第143条の15において準用する同法第137条第2項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 損失発生の日時、場所及び原因
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 損失の事実
- 4 損失補償の見積り及びその内訳
- 5 協議の不調又は不能の理由
- 6 その他参考となる事項

注1 申請者が2人以上の場合、連名で申請することができること。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。

- 2 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。
- 3 「損失補償の見積り及びその内訳」については、積算の根拠を明らかにすること。
- 4 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第45の2（第54条の24関係）

鉄塔等移転等裁定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名
を記載すること。）

【新設】

認定年月日及び認定番号

法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。）

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

铁塔等の移転その他支障の除去に必要な措置について協議が不調のため、電気通信

事業法第143条の15において準用する第138条第3項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

- 1 土地の種類及び所在地
- 2 相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- 3 铁塔等の位置、種類及び数
- 4 支障の除去を必要とする理由
- 5 支障の除去に必要な措置の概要及び時期
- 6 支障の除去に要する費用及びその内訳
- 7 費用の分担区分に関する意見及びその理由
- 8 協議の不調又は不能の理由
- 9 その他参考となる事項

<p>注 1 申請者が2人以上の場合は、連名で申請することができること。この場合、そのうちの1人を代表者とし、その旨を記載すること。</p> <p>2 認定年月日及び認定番号は、申請者が認定鉄塔等提供事業者以外の者である場合は記載を要しない。</p> <p>3 「協議の不調の理由」については、その理由のほか、協議の経過の概要も明らかにすること。</p> <p>4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信紛争処理委員会手続規則の一部改正)

第二条 電気通信紛争処理委員会手続規則(平成十三年総務省令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(あつせんの申請)

第四条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。)第五百四十一条(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第一項、第五百五十七条の二第一項又は第五百五十七条の三第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を提出しなければならない。

[2~4 略]

(仲裁の申請)

第五条 事業法第五百五十五条第一項(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第三項、第五百五十七条の二第三項又は第五百五十七条の三第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を提出しなければならない。

[2~5 略]

(申請の方法)

第六条 事業法第五百五十四条第一項(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第一項、第五百五十七条の二第一項若しくは第五百五十七条の三第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第四百二十二条第一項のあつせん又は事業法第五百五十五条第一項(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第三項、第五百五十七条の二第三項若しくは第五百五十七条の三第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第四百二十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第1(第4条第1項関係)

あつせん申請書

年月日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがた)

住所

(ふりがた)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。)

(あつせんの申請)

第四条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。)第五百四十一条(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第一項又は第五百五十七条の二第一項のあつせんの申請をしようとする者は、様式第一の申請書を提出しなければならない。

[2~4 同上]

(仲裁の申請)

第五条 事業法第五百五十五条第一項(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第三項又は第五百五十七条の二第三項の仲裁の申請をしようとする者は、様式第四の申請書を提出しなければならない。

[2~5 同上]

(申請の方法)

第六条 事業法第五百五十四条第一項(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第一項若しくは第五百五十七条の二第一項、電波法第二十七条の三十八第一項若しくは第二項若しくは放送法第四百二十二条第一項のあつせん又は事業法第五百五十五条第一項(事業法第五百六条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七条第三項若しくは第五百五十七条の二第三項、電波法第二十七条の三十八第四項若しくは放送法第四百二十二条第三項の仲裁の申請は、当該申請をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を経由して行うことができる。

様式第1(第4条第1項関係)

あつせん申請書

年月日

電気通信紛争処理委員会委員長 殿

郵便番号

(ふりがた)

住所

(ふりがた)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。)

と。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあつせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あつせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準用する同法第154条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準用する同法第154条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項
認定事業者提供役務の提供に関する契約	第157条の3第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

申請書
 申請書
 年 月 日
 電気通信紛争処理委員会委員 殿

郵便番号 (ふりがな)
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出

と。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

（協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおりあつせんを申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
あつせんを求める事項	
協議の不調又は不能の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第154条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第1項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第1項

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4(第5条第1項関係)

申請書
 申請書
 年 月 日
 電気通信紛争処理委員会委員 殿

郵便番号 (ふりがな)
 住所 (ふりがな)
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出

番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項において準用する同法第155条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項において準用する同法第155条第1項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項
認定事業者提供役務の提供に関する契約	第157条の3第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」を記載する際、規定の11画に満たない場合は、その下に「」を記入する。

番号(申請者が電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営む者であるときは、記載を要しない。)

連絡先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

(協定又は契約(注1))に関する協議が不調のため、電気通信事業法(関連条項(注1))の規定により、次のとおり仲裁を申請します。

当事者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
仲裁判断を求める事項(注2)	
協議の不調の理由及び協議の経過	
その他参考となる事項	

注1 次の区分により、該当する協定又は契約及び電気通信事業法の関連条項を記載すること。

協定又は契約	関連条項
電気通信設備の接続に関する協定	第155条第1項
電気通信設備又は電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	第156条第1項
卸電気通信役務の提供に関する契約	第156条第2項
電気通信役務の円滑な提供の確保のためにその締結が必要な協定又は契約	第157条第3項
電気通信事業法第164条第1項第3号に掲げる電気通信事業を営むに当たつて利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	第157条の2第3項

2 協議の相手である当事者が当該協議に関して既に仲裁の申請を行つており、その旨の通知が電気通信紛争処理委員会からあつた場合には、当該協議の相手である当事者の仲裁判断を求める事項に対する答弁を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年〇月〇日）から施行する。



総務省

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

(鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備)

令和 8 年 4 月 9 日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課

鉄塔等提供事業の認定制度の創設に伴う規定の整備について

- 総務省は、令和7年5月に、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号。以下「令和7年改正法」という。）により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）を改正し、**認定を受けた鉄塔等提供事業（鉄塔等の貸出しを行うインフラシェアリング事業）に対して、適正・公平な利用条件を確保した上で公益事業特権を付与する新たな制度の創設**を行った。
- 令和7年改正法の施行に向けた規定の整備のため、主に以下の内容について、**電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）等の一部改正**を行うものである。

<主な内容>

1. 認定の対象となる「鉄塔等」の範囲

認定の対象となる「鉄塔等」は、多彩なインフラシェアリングの形態に対応可能な制度となるよう、電気通信事業者自ら設置する場合に公益事業特権が認められている「線路」のうち、アンテナ・ケーブル以外の工作物を対象として規定する。

2. 鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規定の整備

鉄塔等提供事業者への認定の付与にあたっては、電気通信事業者が自ら設置・管理する鉄塔等と同水準の管理体制を担保することとし、①鉄塔等提供事業を的確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること、②鉄塔等提供事業の計画が確実かつ合理的であること、③認定鉄塔等提供事業者の鉄塔等が回線設置電気通信事業者の回線設置電気通信事業の用に供されること、④鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること等の要件を審査する。

これらの要件を審査するための鉄塔等提供業務規程を含む申請書類を規定するほか、鉄塔等提供事業の認定・変更認定・承継等に係る手続を規定する。この際、鉄塔等提供事業の業務区域は、電気通信事業者の「端末系伝送路設備」の単位区域と同様、市区町村単位とする。

3. 鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規定の整備

認定鉄塔等提供事業者に対する事業の開始の義務や、事業の休止及び**廃止に係る事前届出義務**に対応する、各義務の届出手続等を規定する。

※ 諮問事項

4. 土地の使用に係る協議、あっせん・仲裁、裁定に係る規定の整備

土地の使用に係る協議・裁定の規定に加え、回線設置電気通信事業者が鉄塔等の使用に関する契約の締結を申し入れたにも関わらず協議に応じないとき等のあっせん・仲裁、裁定の規定に対応するため、所要の手続規定の整備を行う。

5. 事故報告義務に係る規定の整備

総務大臣への報告を求める鉄塔等提供業務の重大な事故として、認定鉄塔等提供業務に係る鉄塔等の損壊等に起因して電気通信業務の重大な事故（事業法第28条第1項第2号八）を生じさせたものを規定する。

【参考】公益事業特権制度の概要

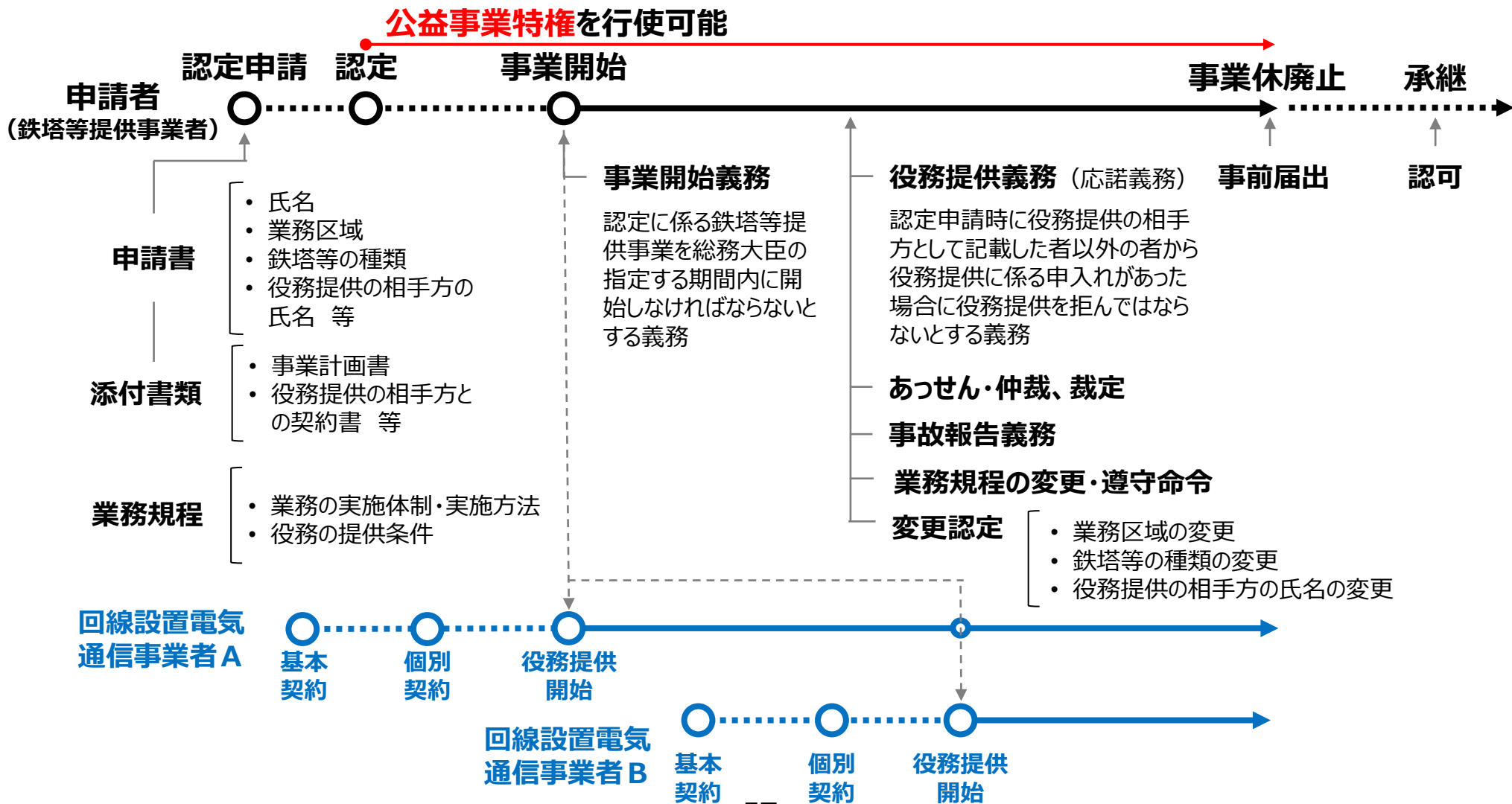
- 電気通信事業法では、認定電気通信事業者が線路（鉄塔・電柱、ケーブル、アンテナ等）を設置等する際に、土地等の使用に関する特権（公益事業特権）を付与している。
- 公益事業特権の付与により、土地所有者との簡易な手続き（個々の権利者との間で発生する煩雑な手続きに代わる電気通信事業法上の簡易な手続き）による調整や、土地所有者との協議が不調の場合に総務大臣の裁定申請を行うことが可能となる。

「公益事業特権」の内容

- 線路等を設置するため、事業法上、以下のような特権を付与される。
 - ・ 他人の土地等の使用権の簡易な手続による設定（第128条）
 - ・ 土地の所有者等との協議が不調又は不能の場合、総務大臣に対する裁定申請（第129条）
 - ・ 線路に関する工事等のため、他人の土地等の一時的使用（第133条）
 - ・ 線路に関する測量及び実地調査等のため、他人の土地への立入り及び通行（第134条、第135条）
 - ・ 植物が線路に障害を及ぼす場合の植物の伐採（第136条） 等
- 他の法令の規定による公益事業特権も利用可能となる。
 - ・ 線路等に係る工事の実施のための道路への駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令）
 - ・ 電気通信線路及びその付属設備の行政財産である土地への地上権の設定（国有財産法施行令、地方自治法施行令等） 等

鉄塔等提供事業の認定制度の全体概要

認定の対象となる「鉄塔等」：鉄塔、木柱、コンクリート柱、鉄柱、支線又は支柱、線路用保護用柱、支線柱、標柱又は標石、ハンドホール又はマンホール、管路、とう道、その他の工作物



1. 認定の対象となる「鉄塔等」の範囲

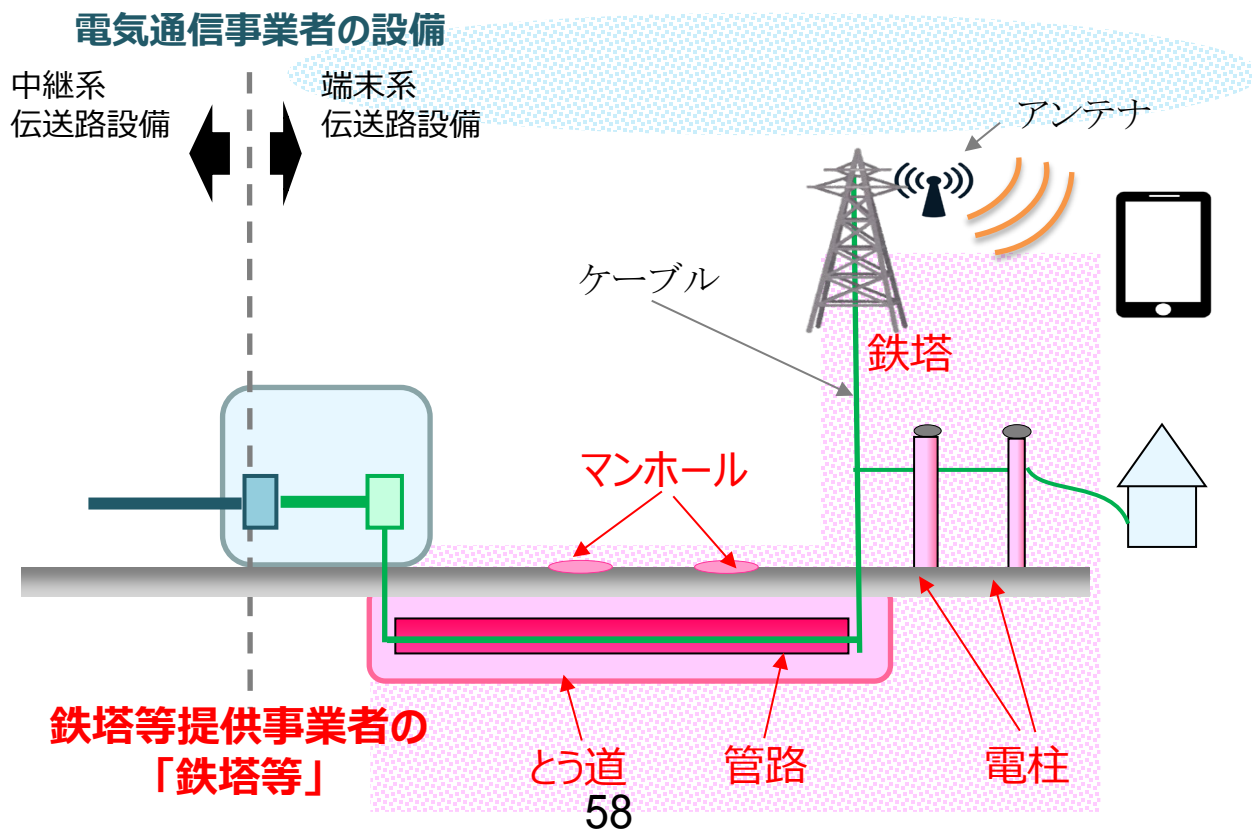
1. 認定の対象となる「鉄塔等」の範囲

【改正後の事業法の規定】

- 認定の対象となる「鉄塔等」として、「電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔その他の総務省令で定める工作物」を規定（第143条の2第1項）。

【施行規則の改正事項】

- **第54条の2**：電気通信事業者自ら設置する場合に公益事業特権が認められている「線路」のうち、アンテナ・ケーブル以外の工作物を対象とし、鉄塔、木柱、コンクリート柱、鉄柱、支線又は支柱、線路用保護用柱、支線柱、標柱又は標石、ハンドホール又はマンホール、管路、とう道、その他の工作物を規定。



2. 鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規定の整備

2. 鉄塔等提供事業に対する認定の申請等に係る規程の整備

【改正後の事業法の規定】

- 鉄塔等を回線設置電気通信事業者の回線設置電気通信事業の用に供する事業（鉄塔等提供事業）に対する総務大臣の認定制度を新設した（第143条の2）。
- 鉄塔等提供事業者は、認定の申請にあたり、申請書に加え、鉄塔等提供役務を提供する業務（鉄塔等提供業務）の実施体制・実施方法や鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件を含む鉄塔等提供業務規程を提出することとされている。総務省は、認定の審査にあたり、認定鉄塔等提供事業者が鉄塔等提供事業を遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力の十分性、事業計画の確実性・合理性、回線設置電気通信事業者による鉄塔等の利用の確実性、鉄塔等提供事業の適正性等を確認することとされている（第143条の4）。

【施行規則の改正事項】

認定の申請書等について、主に次の内容を規定する。

- **申請書等（第54条の3第1項-第4項）：**
 - ・ 申請書の記載事項として、申請者の連絡先、業務区域（市区町村単位）
 - ・ 事業計画書に添付する書類として、認定電気通信事業者の例に倣った書類（事業収支見積書等）
- **業務規程（第54条の3第5項及び第6項）：**
 - ・ 実施体制として、経営の責任者・各部門の責任者等の職務に関することや、組織内の連携体制の確保、組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること
 - ・ 実施方法として、鉄塔等の管理に係る業務方針、役務の需要等を考慮した鉄塔等の業務方針、災害を考慮した業務方針、情報セキュリティ対策・防犯対策、役務の確実・安定的な提供確保のための取組、設計・工事・維持・運用に関すること、事故・災害時の措置・周知等や再発防止に関すること
 - ・ 料金その他の提供条件に関する事項として、料金の公正な算定方法・方針、提供の相手方の責任・設備の制約に関すること
- **軽微な変更（第54条の7）：**軽微な変更（事後届出）に該当するものとして、業務区域の変更、鉄塔等の種類の変更、提供の相手方の変更、特定地域における臨時的な変更
- **変更の認定（第54条の8）：**変更の認定に係る申請書の添付書類等の書類
- **承継の認可申請等（第54条の12）：**認定電気通信事業者の例に倣った申請に必要な書類

3. 鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規定の整備

3. 鉄塔等提供事業の開始義務、休廃止に係る規程の整備

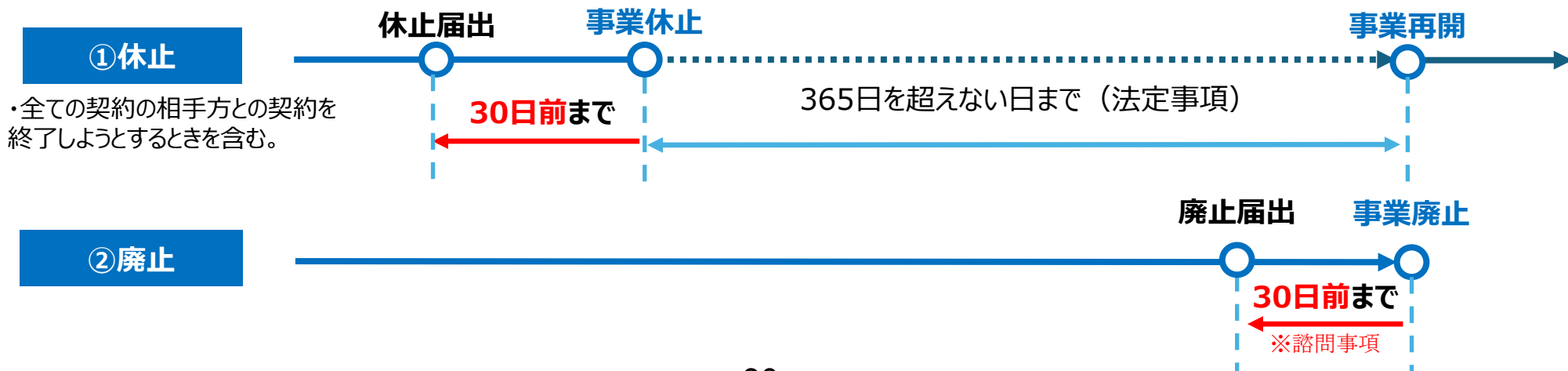
【改正後の事業法の規定】

- 認定鉄塔等提供事業者に対して、認定に係る鉄塔等提供事業の開始を義務付けている（第143条の5）。
- 鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を休止しようとする際は事前に総務大臣に届け出ることとされており、休止の期間は1年を超えてはならないとされている（第143条の8）。
- 認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を廃止しようとする時は総務省令で定める日数前までの総務大臣への事前届出を義務付けている（第143条の9）。

【施行規則の改正事項】

- 業務開始の届出（第54条の6）及び業務開始の指定期間の延長（第54条の5）を規定。
- 事業の休止の届出（第54条の13）：休止の30日前までの事前届出を規定。
- 事業の廃止の届出（第54条の14）：廃止の30日前までの事前届出を規定。

※諮問事項



4. その他

4. 土地の使用に係る協議、あっせん・仲裁、裁定に係る規程の整備

【改正後の事業法の規定】

- 認定を受けた鉄塔等提供事業者には、土地等の使用権をはじめとする公益事業特権が付与され、土地の使用に係る協議が調わない場合に裁定の申請を可能としている（第143条の15）。
- 回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合において、総務大臣に対する協議開始又は再開の申し立て、総務大臣の裁定の申請を可能としている（第143条の13第5項及び第6項）。左記に加えて、電気通信紛争処理委員会へのあっせん・仲裁の申請も可能としている（第157条の3）。

【施行規則等の改正事項】

- 土地使用に係る協議に関する手続規定の整備として主に以下を規定する。
 - ・ 土地等の使用の認可の申請（第54条の18）
 - ・ 土地等の使用の裁定の申請（第54条の20）
 - ・ 土地等の一時使用等の許可の申請（第54条の21）
- 裁定、あっせん・仲裁に関する手続規程の整備として以下を規定する。
 - ① **電気通信事業法施行規則**
 - ・ 認定鉄塔等提供役務の提供に係る申し立て（第54条の15）
 - ・ 認定鉄塔等提供役務の提供に係る裁定の申請（第54条の16）
 - ② **電気通信紛争処理委員会規則（平成13年総務省令第155号）**
 - ・ 電気通信紛争処理委員会に対する仲裁の申請（第4条第1項及び第6条）
 - ・ あっせんの申請（第5条第1項及び第6条）

5. 事故報告義務に係る規定の整備

【改正後の事業法の規定】

- 認定鉄塔等提供事業者に対して、総務省令で生じた重大な事故が生じた場合の総務大臣への報告義務を設けている（第143条の14）。

【施行規則の改正事項】

- **事故の報告（第54条の17）**：認定鉄塔等提供事業者に求める重大な事故の報告として、認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等の損壊その他の事由に起因して、電気通信事故のうち重大な事故（第58条第2項第1号に該当する事故）を生じさせたものと規定する。